

第2節

基本法改正（平成23年）等近年の動き

1. 制度改革の推進

平成21年12月、内閣に施策本部を引き継ぐものとして「障がい者制度改革推進本部」が設置され、その下で、障害当事者（障害者及びその家族）を中心とする人々から構成された「障がい者制度改革推進会議」（以下「推進会議」という。）が開催され、平成22年6月に「第一次意見」、同年12月「第二次意見」を本部長あて提出した。（推進会議は、障害者政策委員会の発足（後述）に伴い、平成24年7月に廃止された。）

推進会議の第一次意見を受け、平成22年6月に、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向性について」が閣議決定された。基本的考え方として、「障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を図る。」こととし、基礎的な課題における改革の方向性として、①地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築と②障害のとらえ方と諸定義の明確化の2点を、横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方として、①障害者基本法の改正と改革の推進体制、②障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等、③「障害者総合福祉法」（仮称）の制定の3点を定めた。また、個別分野における基本的方向と今後の進め方について簡潔に表した。

2. 平成23年の基本法改正とその概要

平成23年3月、障がい者制度改革推進本部において、障害者基本法の一部を改正する法律案が決定され、同法案は、同年4月に閣議決定、国会に提出された。

同法案は、国会審議の過程で、防災・防犯、消費者としての障害者の保護を加えるなど一部修正され、同年6月に衆議院、同年7月に参議院において、ともに全会一致で可決・成立し、附帯決議も付され、同年8月に施行された。（「障害者政策委員会」に関する部分は、平成24年5月21日に施行。）

改正法の目的、定義、基本原則等については、次のとおりとなっている。

目的については、障害者権利条約の趣旨に沿った障害者施策の推進を図るため、同条約に定められる障害者のとらえ方や我が国が目指すべき社会の姿を新たに明記するとともに、施策の目的を明確化する観点から改正を行った。また、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会の実現を新たに規定した。

定義においては、障害者権利条約の規定を踏まえ、日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会との在り方との関係によって生ずるといういわゆる社会モデルに基づく障害者の概念が盛り込まれた。

基本原則として、地域における共生等、差別の禁止、国際的協調が定められ、障害を理由とする差別の禁止に関し、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれた。

また、我が国の障害者施策について監視し、必要に応じて内閣総理大臣に対して勧告を行う組織として、「中央障害者施策推進協議会」を改組した形で「障害者政策委員会」が内閣府に設置されることとなった。

この法律の概要は、図表2-3のとおりである。

（内閣府障害者施策ホームページの「障害者基本法の改正について（平成23年8月）」（<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/kaisei2.html>）も参照。）

図表3-2

障害者基本法の一部を改正する法律【概要】	
平成23年7月29日成立 平成23年8月5日公布	
総則関係 （公布日施行）	
<p>1) 目的規定の見直し(第1条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。 <p>2) 障害者の定義の見直し(第2条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁(障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。 <p>3) 地域社会における共生等(第3条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1)に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る。 <ul style="list-style-type: none"> 全ての障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。 全ての障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。 全ての障害者は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が拡大が図られること。 <p>4) 差別の禁止(第4条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が「現」に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。 国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。 <p>5) 国際的協調(第5条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1)に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。 <p>6) 国民の理解(第7条関係)/国民の責務(第8条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国及び地方公共団体は、3)から5)までに定める基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を実施。 国民は、基本原則にのっとり、1)に規定する社会の実現に寄与するよう努める。 <p>7) 施策の基本方針(第10条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施。 障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。 	
基本的施策関係 （公布日施行）	
<p>1) 医療、介護等(第14条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援等の適切な支援を受けられるよう必要な施策 身近な場所において医療、介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるほか、人権を十分尊重 <p>2) 教育(第16条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策 障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重 調査及び研究、人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設その他の環境の整備の促進 <p>3) 教育(新設)(第17条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 身近な場所において教育その他これらに関連する支援を受けられるよう必要な施策。 研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員等の育成その他の環境の整備の促進 <p>4) 職業相談等(第18条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業訓練等の施策 <p>5) 雇用の促進等(第19条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、地方公共団体、事業者における雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策 事業主は、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理 <p>6) 住宅の確保(第20条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、住宅の確保、住宅の整備を促進するよう必要な施策 <p>7) 公共的施設のバリアフリー化(第21条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通施設(車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。)その他の公共的施設について、円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進 	<p>8) 情報の利用におけるバリアフリー化等(第22条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策 災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策 <p>9) 相談等(第23条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 意思決定の支援に配慮しつつ、障害者の家族その他の関係者に対する相談業務等 障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援 <p>10) 文化的諸条件の整備等(第25条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう必要な施策 <p>11) 防災及び防犯(新設)(第26条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策 <p>12) 消費者としての障害者の保護(新設)(第27条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者の消費者としての利益の保護及び増進が図られるよう、適切な方法による情報の提供その他必要な施策 <p>13) 選挙等における配慮(新設)(第28条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 選挙等において、円滑に投票できるようにするため、投票所の施設、設備の整備等必要な施策 <p>14) 司法手続における配慮等(新設)(第29条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 刑事事件等の手続の対象となった場合、民事事件等に関する手続の当事者等となった場合、権利を円滑に行使できるよう、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等必要な施策 <p>15) 国際協力(新設)(第30条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策等
<p>障害者政策委員会等（公布から1年以内に政令で定める日から施行）</p> <p>国) 障害者政策委員会(第32～35条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央障害者施策推進協議会を改組し、「障害者政策委員会」を内閣府に設置(障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者のうちから総理が任命) 障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申、同計画の実施状況の監視・勧告 <p>地方) 審議会その他の合議制の機関(第36条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方障害者施策推進協議会を改組し、その所管事務に障害者に関する施策の実施状況の監視を追加 	<p>附則</p> <p>検討(附則第2条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施行後3年を経過した場合、施行の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置 障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の連携の確保その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づき必要な措置

資料：内閣府

3. 近年の主な動き

(1) 近年成立した主な関係法

ア 「障害者虐待防止法」

虐待を受けた障害のある人に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止等に関する施策を促進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が、平成23年6月に成立し、24年10月から施行された。

イ 「障害者総合支援法」

障害者基本法の改正や改革本部等における検討を踏まえて、地域社会での共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が平成24年6月に成立し、25年4月から施行（一部、26年4月施行）された。

ウ 「障害者優先調達推進法」

障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とした「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が平成24年6月に成立し、25年4月から施行された。

エ 「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」

「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」が平成25年5月、議員立法により制定され、平成25

年6月から施行された。

これを受けて、成年後見人が付いた人（被後見人）の選挙権が回復してから初めての国政選挙として、平成25年7月に参議院議員通常選挙が執行された。

オ 「障害者雇用促進法」一部改正

労働政策審議会障害者雇用分科会は、平成25年3月に「今後の障害者雇用施策の充実強化について」の分科会意見書を取りまとめた。

これを踏まえ、同年4月に、雇用の分野における障害者に対する差別を禁止するための措置及び精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えること等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出され、同年6月に成立した。（法律の概要については、図表3-3参照。）また、本法に基づく「障害者差別禁止指針」と「合理的配慮指針」が平成27年3月に策定された。（第5章第2節参照。）

カ 「障害者差別解消法」

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成25年6月に成立した。また、同法に基づく、政府における施策の基本的な方向などを示す「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」については、障害者政策委員会でのヒアリング、議論等を経て平成27年2月に閣議決定された。（基本方針の詳細は第1章。）

キ 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」

精神障害者の地域生活への移行を促進する

ため、精神障害者の医療に関する指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し等を行う、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」が平成25年6月に成立し、26年4月から施行（一部、28年4月施行）された。

ク 「難病の患者に対する医療等に関する法律」 「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく措置

として、難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずるため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成26年5月に成立し、27年1月から施行された。（第6章第2節参照。）

■ 図表3-3

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の概要	
雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずる。	
1. 障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応	
(1) 障害者に対する差別の禁止	雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止する。
(2) 合理的配慮の提供義務	事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける。ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除く。 (想定される例) ・ 車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること ・ 知的障害を持つ方に合わせて、口頭だけでなく分かりやすい文書・絵図を用いて説明すること
	→ (1)(2)については、公労使障の四者で構成される労働政策審議会の意見を聴いて定める「指針」において具体的な事例を示す。
(3) 苦情処理・紛争解決援助	① 事業主に対して、(1)(2)に係るその雇用する障害者からの苦情を自主的に解決することを努力義務化。 ② (1)(2)に係る紛争について、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の特例(紛争調整委員会による調停や都道府県労働局長による勧告等)を整備。
2. 法定雇用率の算定基礎の見直し	法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える。ただし、施行(H30)後5年間に限り、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることに伴う法定雇用率の引上げ分について、本来の計算式で算定した率よりも低くすることを可能とする。
3. その他	障害者の範囲の明確化その他の所要の措置を講ずる。
施行期日:平成28年4月1日(ただし、2は平成30年4月1日、3(障害者の範囲の明確化に限る。)は公布日)	

(2) 国際的取組

「ESCAP第2次アジア太平洋障害者の十年」(2003～2012年)の終了を見据え、平成25年以降のアジア太平洋地域の取組について、国連のアジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)において関係各国代表による会合が持たれ、次期「十年」について検討が行われ

た。平成24年11月、韓国・仁川(インチョン)で開催されたESCAP会合において「第3次アジア太平洋障害者の十年」の行動計画である「仁川(インチョン)戦略」が採択され、この戦略に沿った取組が我が国を含めた各国で行われている。

(我が国の障害者権利条約の批准については第4章第2節参照。)